

沿岸広域振興局長告示第35号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和2年5月26日

沿岸広域振興局長 森 達也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 重茂半島線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市重茂第18地割11番8地先から第14地割63番7地先まで	新	A 66.3~4.0 m	m 872.0
		B 59.7~9.3	769.1
	旧	A 66.3~4.0	872.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
 - (2) 期間 令和2年5月26日から同年6月26日まで